

指名停止措置

No.	業者名	所在地	指名停止事由(措置要件)	指名停止期間	備 考
17(物品)	株式会社横尾ムトウ 鹿屋支店	鹿児島県 鹿屋市	当該業者は令和6年9月13日に実施した指名競争入札において、最低価格を入札したにもかかわらず、正当な理由もなく、契約辞退届けを提出した。	令和6年10月2日から 令和7年1月1日まで (3箇月間)	
			○垂水市物品調達等有資格業者の指名停止に関する規程 (別表第16号: 正当な理由がない契約締結の辞退)		